

岐阜県公報

第二千八百五十八号
平成二十九年六月二十三日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

有害興行の指定

平成二十九年管理美容師資格認定講習会の指定

平成二十九年管理美容師資格認定講習会の指定

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

道路の区域変更

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定

公示

公共測量の実施

公共測量の終了

平成二十九年における地籍調査に関する事業計画の変更

(前年度繰越分)

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

(私学振興・青少年課) 三三八

(生活衛生課) 三三八

(同) 三八九

(治山課) 三八九

(道路維持課) 三八九

(砂防課) 三九〇

(同) 三九〇

(同) 三九〇

(同) 三九〇

(同) 三九一

(同) 三九二

(同) 三九二

(同) 三九二

(用地課) 三九三

(同) 三九四

(同) 三九四

(都市政策課) 三九五

(建築指導課) 三九五

指定管理者の変更の届出

平成二十九年岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任

(都市公園課) 三九六

(人事委員会) 三九六

(情報企画課) 三九六

告示

岐阜県告示第百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といふ。）を指定する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

各務原市川島竹早町字竹早一番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘		オーピー映画
	密室タクシー 汚された聖女たち		新日本映画
	ニッポン色合戦 初物食いの興さんたち		新日本映画

アンダー・ハー・マウス (原題) BELOW HER MOUTH

シンカ (カナダ)

2 講師名

平成29年6月23日

3 講師名

詳しくは、この趣意を刺激し、又は詳しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百二十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により平成二十九年年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二九・一一・二〇	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一一・二七	衛生管理	同
同 一二・四	衛生管理	同

岐阜県告示第三百二十七号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成二十九年管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人美容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人美容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二九・一一・二〇	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一一・二七	衛生管理	同
同 一二・四	衛生管理	同

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡川辺町下吉田字笠ヶ谷八六〇の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	養老線 赤坂線	大垣市松町字時寄四五〇番地先から 同市同町字同 四五〇番地先まで	前 後	七 五 八 六 メ ー ト	一 五 ・ 七 メ ー ト	

岐阜県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成十八年岐阜県告示第七百号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七郎谷	飛騨市古川町中野 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池田	飛騨市河合町角川 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小洞谷	飛騨市神岡町堀之内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池田	飛騨市河合町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

七郎谷	飛驒市古川町中野	次の図のとおり	土石流
小洞谷	飛驒市神岡町堀之内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十八年岐阜県告示第七百一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

七郎谷	飛驒市古川町中野 (次の図に示すとおりとする)	土石流	次の図に示すとおりとする。
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	建築物に作用す ると想定される 衝撃に関する事 項

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

池田	飛驒市河合町角川 (次の図に示すとおりとする)	急傾斜地の崩 壊	次の図に示すとおりとする。
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	建築物に作用す ると想定される 衝撃に関する事 項

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

小洞谷	飛驒市神岡町堀之内	次の図のとおり	土石流
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及 び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	飛驒市河合町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百三三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	下呂市金山町金山 トドメキ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高洞	下呂市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
トドメキ	下呂市金山町金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狐塚	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹ノ腰	下呂市宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首	下呂市焼石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋戸平1	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田洞谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
鳥越谷	下呂市萩原町古閑	次の図のとおり	土石流
上ヶ平谷川	下呂市森	次の図のとおり	土石流
藤ヶ野谷川	下呂市森	次の図のとおり	土石流
道添谷川	下呂市小川	次の図のとおり	土石流
市右工門垣内谷川	下呂市兼政	次の図のとおり	土石流
道上谷川	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号（第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
トドメキ	下呂市金山町金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田洞	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高洞	下呂市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
トドメキ	下呂市金山町金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

狐塚	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹ノ腰	下呂市宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首	下呂市焼石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋戸平1	下呂市夏焼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田洞谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
鳥越谷	下呂市萩原町古閑	次の図のとおり	土石流
藤ヶ野谷川	下呂市森	次の図のとおり	土石流
道添谷川	下呂市小川	次の図のとおり	土石流
道上谷川	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
- 各務原市
- 二 作業種類
- 公共測量（共用地図データ更新整備業務委託）
- 三 作業期間

平成二十九年六月十九日から
平成三十年三月三十日まで
各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十九年一月二十七日から

同 年三月二十八日まで

四 作業地域

瑞浪市及び恵那市

平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画の変更（前年度繰越分）

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画（前年度繰越分）の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者 の名称		調査地域		調査期間	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
高山市	高山市	高山市丹生川町折敷地、清見町牧ヶ洞、久々野町山梨、朝日町宮之前、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	高山市丹生川町折敷地、清見町牧ヶ洞、久々野町山梨、朝日町宮之前、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで
中津川市	中津川市	中津川市落合、坂下、加子母、下野、蛭川、阿木及び付知町の一部	中津川市落合、坂下、加子母、下野、蛭川、阿木及び付知町の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・五・三一まで	平成二九・三・三一から 平成二九・五・三一まで
美濃加茂市	美濃加茂市	美濃加茂市伊深町の一部	美濃加茂市伊深町の一部	平成二九・三・三一から 平成三〇・三・三一まで	平成二九・三・三一から 平成三〇・三・三一まで
土岐市	土岐市	土岐市肥田町肥田及び土岐津町土岐口の一部	土岐市肥田町肥田及び土岐津町土岐口の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで
本巣市	本巣市	本巣市七五三及び屋井の一部	本巣市七五三及び屋井の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・五・三一まで	平成二九・三・三一から 平成二九・五・三一まで
下呂市	下呂市	下呂市萩原町山之口及び小坂町長瀬の一部	下呂市萩原町山之口及び小坂町長瀬の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで	平成二九・三・三一から 平成二九・六・三〇まで

川 辺 町		変更前	加茂郡川辺町中川辺及び西栃井の一部	平成二九・三・三一から 平成二九・五・三一まで
		変更後	加茂郡川辺町中川辺及び西栃井の一部	平成二九・三・三一から 平成三〇・一・三一まで

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業 務 区 域	構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地
株式会社国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番一―二号	岐阜県の全域	東京都中央区京橋一丁目八番二号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。以下同じ。）

2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物

3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物

4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの

5 高さが三十一メートルを超える建築物

6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物

7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物

8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物

(一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第十三百二十号）

(二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）

(三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第六百四十一号）

(四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）

(五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）

(六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）

(七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）

(八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）

9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物

10 その他知事が必要と認める建築物

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十九年六月二十三日

指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、各務原公園の指定管理者である株式会社技研サービスから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

（変更前）関谷 裕久

（変更後）柵橋 泰之

二 変更年月日

平成二十九年五月一日

平成二十九年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十九年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。
一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	警察官A	試験区分	採用予定人員
	(男性)	二十	人
		程	度

警察官採用試験

警察官A (女性)	五	人	程	度
警察官B (男性)	四	十	五	人
警察官B (女性)	十	人	程	度

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受	験	資	格
警察官A (男性)	次に掲げる者			
警察官A (女性)	一 平成二十九年四月一日における年齢が三十五歳未満で、大学を卒業した者又は平成三十年三月までに卒業する見込みの者			
警察官B (男性)	二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者			
警察官B (女性)	平成二十九年四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成三十年三月までに卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等の資格があると認める者を含む。）を除く。			

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十九年九月十七日(日)午前八時三十分から、岐阜市、各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 資格加點

柔道、剣道、英語、簿記又は情報処理における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

平成二十九年九月二十八日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十九年十月中旬から同年十一月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います(検査予定項目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二メートルシャトルラン)。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十九年十一月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載され

その後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大卒業者、高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十九年年度新規採用者の初任給は、大学卒業者が二十一万六千六百円、短大卒業者が十九万三千七百円、高校卒業者が十七万八千六百円です。原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページから入手することができます。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/tetsuzuki/keikan-saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（女性）受験」、「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒500-8501（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛てで、郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメー

トル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十九年七月十四日（金）から同年八月十五日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

郵送の場合は、平成二十九年八月十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月二十三日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとしたため、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年六月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社